

部 局 長 様
教 育 長 様
企 業 局 長 様
病 院 局 長 様
各種委員会事務局長 様

知 事 政 策 局 長

新潟県県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する指針の実施について（通知）

新潟県県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する指針（以下「指針」という。平成 12 年 1 月 26 日制定、平成 14 年 5 月 2 日改正、平成 15 年 12 月 10 日改正）を一部改正し、平成 19 年 9 月 30 日以降に意見募集を行う案件から適用することとしました。

ついてはこの指針改正後の運用を下記のとおりとしますので、所属職員に周知徹底し、その適切な運用と制度のより一層の活用に配慮してください。

（ 下線を引いてある部分は改正点。）

記

第1(趣旨)について

この指針は、県民に意見を求める対象や方法等に関する考え方を整理し、全庁統一的に実施するための目安として示すものである。

第2(意見を求める対象)について

意見を求める対象については、下記の考え方にに基づき各部局長が判断するとともに、県民に対し説明責任を負うものとする。

- (1) 「広く県民生活に影響を与える」とは、県全体に効果や影響が及ぶようなものであり、県の全域を対象とする施策に係る計画や県民一般に関連する制度などを意味している。従って、特定の地域や一部の者を限定的に対象とする個別具体的な処分や計画等は対象としない。
- (2) 「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過により、制度の設定又は改廃の効果が損なわれるなどの理由で、本手続きを経るいとまが無い場合をいう。
- (3) 「軽微なもの等」の「軽微なもの」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものとし、「等」には、設定・改廃の方法や内容について法令等に定められていて裁量の余地の無い場合や、以下に掲げるものなど事務的な手続や内部規制に関するものを含む。

報告書のような事実認識や現状分析

組織規則等のように行政内部のみに適用されるもの

法令等に即して形式的な手続要件を定めるもの

補助金交付要綱、貸付金貸付要綱のような事務手続に係るもの

管理運営規則等のように、施設・設備等の管理運営権に基づく権利の制限

貸借・譲渡等、私法上の契約の手続を定める規則

- (4) 「県の基本的な計画等」とは、県政の基本的な方針やそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画で、広く県民の意見を求める必要があるものとする。
- (5) 本手続が対象とする規制とは、法令等の包括的な委任を受けて定める規則等を根拠とするものとし、規程、告示、要綱・要領、運用通知等で定める行政手続条例上の審査基準、処分基準もこれに含むものとする。なお、ここでは、行政機関に委ねられ、そこで完結して広く一般に適用されるものを対象とするため、議会で審議される条例案については本手続の対象とはしないが、制度の仕組みや、基本的な方向を定める場合に、あらかじめ県民ニーズを把握・反映する必要があるときは、第2の2により、本手続の対象として県民意見を聞くことが望ましい。
- (6) 行政指導指針は、行政手続条例第34条により、事案に応じ、あらかじめ定め、かつ、行政上特別の支障がない限り公表しなければならないこと、さらに、行政手続法第39条では、国の行政機関が行政指導指針を定める場合に意見公募手続を行うものとしていることから、本手続の対象として意見募集を行うこととする。
- (7) 本手続は、基本的には、広く県民生活に影響を与える計画や規制等を対象とするが、積極的に県民の意見の把握・反映に努めることが望ましいとの観点から、第2の1以外に、部局長が必要と認めるものについても本手続の対象として意見募集を行うことができるものとして追加する。
- (8) 県民各界各層から広く意見を聞くことを目的として協議会等の意見を聞いた上で設定又は改廃される規制については、その目的を補完するためにも、本手続の対象とすることが望ましい。

第3(手続のガイドライン)について

1 意見を求める主体

複数部局が所管する事案については、当該手続きについての一元的担当部局を明確にすること。

2 意見を求める時期

「適切な時期」とは、部局長が内容の重要性等を勘案し、議会など関係者に対する必要な説明を経た後、判断する時期をいう。

一つの案件について一回に限らず、内容により、基本方針や実施計画等、計画等の作成の各段階で複数回意見を募集することも考えられる。

3 意見を求める際の資料提供

対象となる案の本体の他に、「一般の理解に資する資料」として

当該案を作成した趣旨、目的、背景

当該案に関連する資料(根拠法令、案が施行された場合の県民生活への影響の程度・範囲等)

県行政における当該案の位置づけ

等が考えられる。

4 意見を求める方法

複数の方法を活用する場合であって、公表する内容が相当量に及ぶ場合には、案等の概要と公表資料全体の入手方法等を明確にしておけば、活用する公表方法の全てにおいて、資料全体を公表する必要はない。

意見を求める方法については、複数の方法等により、できるだけ多くの県民に対して意見募集の周知を図るよう努めるものとする。

5 意見の募集期間

「30日以上」については、行政手続法による意見公募手続に準じたものとしている。

部局長は、意見の募集期間が30日を下回ることはないよう適切な募集時期を定めること。

6 意見の処理

(1) 公表は、原則として県の意思決定の表示の時点までにできるだけ速やかに行うこととし、意思決定の表示の時点において、公表案に対して提出された意見を踏まえた案の修正点を明らかにする。

(2) 提出された意見及びこれに対する県の考え方は、適宜整理して公表しても差し支えないが、その場合、提出された意見については、文書閲覧窓口における閲覧等の方法により、一定期間公にする。

(3) 提出された意見で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、部局長の判断により、その全部又は一部を公にしないことができる。

(4) 意見を提出した個人又は法人の氏名・名称その他の属性に関する情報の取扱いについては個人情報保護条例等に即して、特に注意することとし、これらについて公にすることができるのは、公にすることが予定されていることを意見の募集に際して明示している場合に限ることとする。

(5) 公表方法については、意見を求める方法に準じる。

(6) 提出された意見の処理にあたっては、行政コストも十分考慮し、全ての意見について個別に県の考え方を提示するといった方法を義務づけることは適当ではなく、類似の趣旨を整理した上で考え方を示すなど柔軟な方法も可能とする。

第4(その他)について

- 1 県民に制度の趣旨を十分理解し、より効果的な意見を提出してもらえよう、制度そのものについての普及啓発を行うこととする。
- 2 趣旨に即した運用の確保のため、定期的な実態把握と制度の見直しを行うこととする。

第5(施行時期)について

平成19年9月30日以降に意見募集を開始する計画又は規制等を対象として施行する。